



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

ページ

○ 選挙管理委員会告示

135 漁業法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数 1

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第135号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項の選挙権を有する者の総数の3分の1の数を、次のとおり告示する。

平成26年12月12日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

漁業法第99条第1項の規定による海区漁業調整委員会の委員の解職を請求するための連署に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数

2,294人